

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

～安心・安全で快適なモビリティ社会の実現に向けて～

【業界初】自動車保険「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の開発と社会環境の変化に対応した補償内容の拡充について

MS & ADインシュアランス グループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原 典之）ならびにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（社長：金杉 恭三）は、今般、認知症等の運転者による交通事故被害者の迅速な救済を図るため、業界初となる自動車保険「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」を開発し、2019年1月から提供を開始します。さらに、認知症患者の増加や同性間パートナーを婚姻関係に認める自治体の動きなど、社会環境の変化に伴う新たなお客さまニーズに対応すべく、「責任無能力者の監督義務者」の対象追加や「配偶者」定義の見直しなど、補償内容を拡充します。

MS & ADインシュアランス グループは、今後も商品・サービスの提供を通じて、安心・安全で快適なモビリティ社会の実現に貢献していきます。

1. 認知症等の心神喪失者による事故の被害者救済機能を強化

(1) 「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」の新設【業界初】

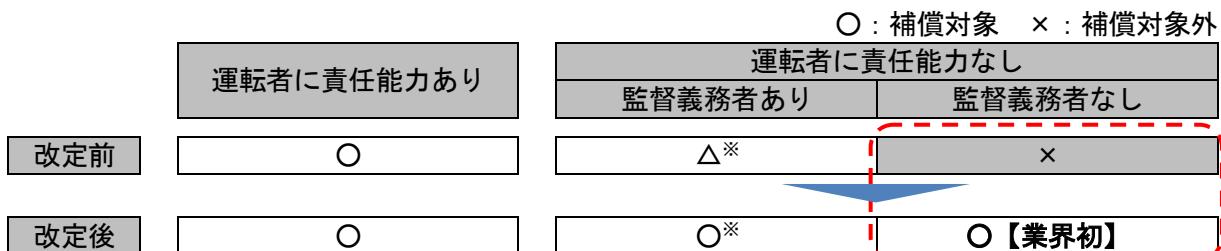
運転者が責任無能力者のため損害賠償責任を負わず、かつ、その責任無能力者の監督義務者が不在または監督義務者の責任が認められない場合に、被害者を被保険者として、その運転者が支払うべき損害賠償金を特約によりお支払いします。

また、本特約により、運転者の責任能力の有無やその家族の監督責任等の事実確認の調査を待つことなく、迅速な被害者救済を図ることが可能となります。

注1 対人賠償保険金額・対物賠償保険金額を限度にお支払いします。

注2 すべての自動車保険契約（ドライバー保険および24時間単位型自動車運転者保険を除く）に、追加保険料なしで自動セットします。ただし、対人賠償保険または対物賠償保険をセットした契約に限ります。

＜補償範囲のイメージ＞



※改定前は、監督義務者が運転者の自動車保険の被保険者に含まれない場合（運転者と別居している場合等）は補償対象外でした。今回の改定により、上記特約の新設と合わせ、対人賠償保険および対物賠償保険の被保険者の範囲に「責任無能力者の監督義務者」を追加します。

(2) 開発の背景

近年、安全運転支援技術や自動運転技術の進展に加え、認知症の疑いがある場合における運転免許の自主返納の促進等、事故のないモビリティ社会の実現に向けた取り組みが進む一方、交通事故に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。その中には、認知症等により運転者の責任能力の有無が争われるケースや、運転者家族が監督義務者として賠償責任を問われるケースもあり、今後、こうした事例の増加が見込まれます。

これに対して、現行の自動車保険では、例えば監督義務者がいない場合に保険金をお支払できないため、被害者救済を果たせないという課題がありました。また、賠償責任の有無を確認するための調査に一定の時間を要するため、被害者の精神的な負担の増加にもつながっていました。

こうした中、責任無能力の運転者による事故で救済できない被害者の発生を防止するという社会的な課題解決を図るため、「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」を開発しました。

2. 財物損壊を伴わない電車等の運行不能による損害の補償を充実

(1) 対物賠償保険への「電車等運行不能賠償補償」を追加【業界初】

ご契約のお車の所有・使用または管理に起因し、財物損壊を伴わない、電車の運行不能等により、被保険者に生じる損害賠償責任を新たに補償します。
これにより、ご契約のお車が踏切内で立ち往生し電車を止めてしまい、財物損壊を伴わない場合にも、電車の振替輸送等の費用を補償することが可能となります。

(2) 「日常生活賠償特約」への「電車等運行不能賠償補償」を追加

自動車保険「日常生活賠償特約」において、財物損壊を伴わない、電車等の運行不能によって、被保険者に生じる損害賠償責任を新たに補償します。

＜踏切内に立ち往生してしまった場合の補償有無＞

		財物損壊(電車自体の損害)			
		あり		なし	
		電車自体の損害	列車遅延等による損害	電車自体の損害	列車遅延等による損害
改定前	対物賠償保険	○	○		×
	日常生活賠償特約	○	○		×
↓					
改定後	対物賠償保険	○	○		○【業界初】
	日常生活賠償特約	○	○		○

(3) 開発の背景

近年、認知症患者数は増加を続けており、2025年には700万人ものぼるといわれています。認知症を患うと、徘徊等で誤って線路に立ち入るなどして電車を止めてしまい、多額の損害賠償請求を受けるケースもあります。

三井住友海上ならびにあいおいニッセイ同和損保は、2017年1月から、業界で初めて、一部の火災保険において、財物損壊を伴わない、電車等の運行不能による損害賠償責任を補償する特約を提供してきましたが、お客さまニーズの高まりを受け、自動車保険「日常生活賠償特約」にも同様の補償を追加することとしました。

また、ご契約のお車が踏切内で立ち往生し電車を止めてしまい、財物損壊を伴わない場合にも、被保険者に生じる損害賠償責任を、業界で初めて補償します。

3. 「配偶者」定義の見直しについて

LGBTに関する社会的関心が高まっている中、自動車保険の「配偶者」定義を見直し、事実上婚姻関係と同様の同性パートナー※も配偶者に含めます。

※戸籍上の性別が同一であるが、婚姻関係と異ならない程度の実質を備えている状態にある方。

以上